

# 人事行政の運営等の状況の公表について

平成28年12月28日

五所川原地区消防事務組合消防本部総務課

## 五所川原地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表

本公表は、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表することにより、その公平性や透明性を高めることを目的としたものであり、全ての地方公共団体において公表が義務付けられています。

当組合では「五所川原地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表等に関する条例」に基づき、毎年12月に前年度の状況を中心に当組合の職員数や給与といった職員に関する情報を公表しています。

- I 職員の任免及び職員数に関する状況
- II 職員の給与の状況
- III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- IV 職員の分限及び懲戒処分の状況
- V 職員のサービスの状況
- VI 職員の研修及び人事評価の状況
- VII 職員の福祉及び利益の保護の状況
- VIII 職員の競争試験及び選考の状況
- IX 青森県人事委員会の業務の状況

## I 職員の任免及び職員数に関する状況

### 1 総職員数(平成28年4月1日現在)

区 分		条例定数	職員数
五所川原地区消防事務組合	五所川原	154	154
	鶴田	35	35
	中泊	56	54
計		245	243

### 2 採用及び退職の状況

職 種	H27.4.1現在	退職者数	採用者数	H28.4.1現在
消防職	241	4	6	243

### 3 事由別退職者数(平成27年度)

定年退職	早期認定退職	普通退職	その他の退職	計
2	1	1	0	4

### 4 早期退職者の認定の状況(平成27年度)

募集期間		応募者数	認定者数
五所川原	平成27年7月16日～平成27年9月18日	1	1
鶴田	平成27年7月16日～平成27年9月18日	0	0
中泊	平成27年7月1日～平成27年9月30日	0	0

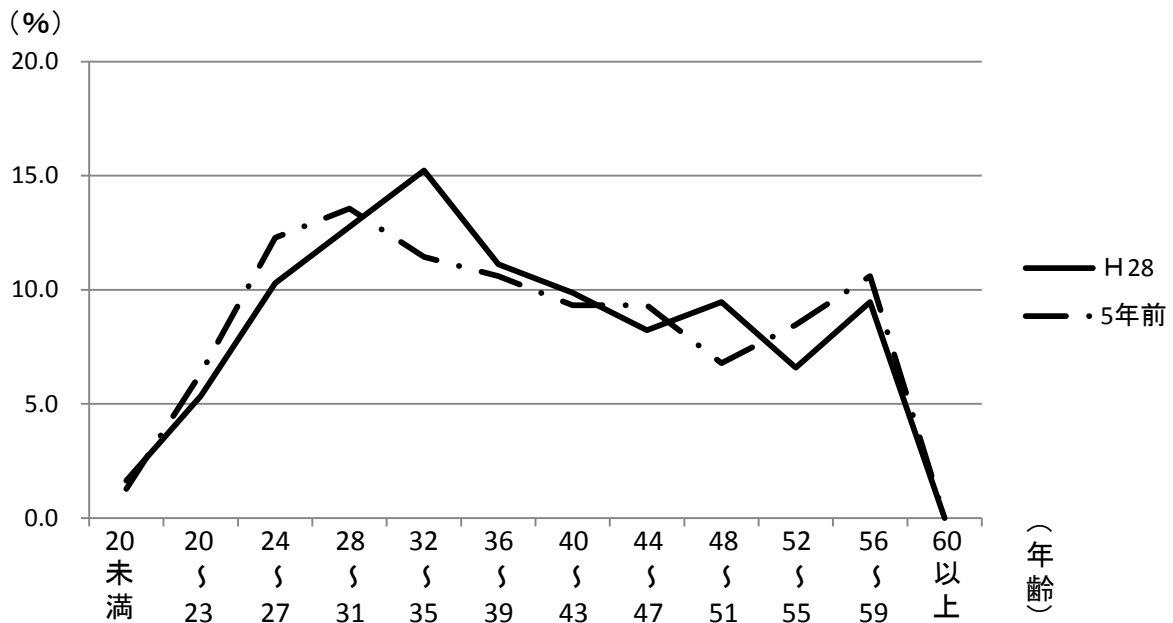
### 5 職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	職 員 数		対前年 職員数	主な増減理由
	平成27年	平成28年		
消防職	241	243	2	過年度不補充分の補充による

6 年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)

区分		20歳未満	20歳 S 23歳	24歳 S 27歳	28歳 S 31歳	32歳 S 35歳	36歳 S 39歳	40歳 S 43歳	44歳 S 47歳	48歳 S 51歳	52歳 S 55歳	56歳 S 59歳	60歳以上	合計
職員数		4	13	25	31	37	27	24	20	23	16	23	0	人 243
構成比		1.6	5.3	10.3	12.8	15.2	11.1	9.9	8.2	9.5	6.6	9.5	0.0	% 100.0
5年前	職員数	3	15	29	32	27	25	22	22	16	20	25	0	人 236
	構成比	1.3	6.4	12.3	13.6	11.4	10.6	9.3	9.3	6.8	8.5	10.6	0.0	% 100.0



## II 職員の給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費等の状況(平成27年度事務組合一般会計決算)

住民基本台帳 人口 28.1.1	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	26年度の 人件費率
人 82,223	千円 2,276,617	千円 44,958	千円 1,929,996	% 85.0	% 66.0

#### (2) 職員給与費の状況(平成27年度事務組合一般会計決算)

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
人 241	千円 865,586	千円 223,150	千円 306,708	千円 1,395,444	千円 5,790

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五所川原地区 消防事務組合	歳 38.6	円 298,002	円 370,673	円 324,936
組合 (五所川原)	歳 39.5	円 311,938	円 383,095	円 338,524
青森県 (警察職)	歳 38.8	円 304,600	円 416,937	円 338,023
国 (公安職(一))	歳 41.3	円 315,764	—	円 371,411
組合 (鶴田)	歳 39.4	円 296,220	円 379,310	円 326,465
国 (公安職(二))	歳 41.1	円 341,550	—	円 406,808
組合 (中泊)	歳 35.7	円 259,414	円 329,650	円 283,664
青森県 (一般行政職)	歳 43.4	円 326,100	円 391,807	円 357,621
国 (行政職(一))	歳 43.6	円 331,816	—	円 410,984

(注) 1 「平均給料月額」は、職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ計算方法で再計算したものです。

3 鶴田にあつては、県で参照する区分が無いため、掲載していません。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		五所川原地区 消防事務組合	青森県	国
五所川原	大学卒	192,700円	197,500円	205,200円
	高校卒	163,200円	166,700円	166,700円
鶴田	大学卒	186,500円	—	200,800円
	高校卒	156,400円	—	156,400円
中泊	大学卒	166,100円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円

(注) 県の初任給は、五所川原にあつては警察職、中泊にあつては一般行政職を参照し、鶴田にあつては、県で参照する区分が無いため、掲載していません。

国の初任給は、五所川原にあつては公安職(一)、鶴田にあつては公安職(二)、中泊にあつては行政職(一)を参照しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成28年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
五所川原	大学卒	270,488円	298,325円	359,933円
	高校卒	260,763円	275,213円	317,750円
鶴田	大学卒	251,333円	—	338,750円
	高校卒	222,650円	254,967円	299,150円
中泊	大学卒	—	306,200円	—
	高校卒	244,238円	297,171円	318,200円

(注) 該当者がいない場合や2人以下の場合は「—」としています。

3 消防職(五所川原)の級別職員数等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務の内容	職員数(人)	構成比(%)	1年前の 構成比(%)
8 級	消防長	1	0.6	0.6
7 級	次長、五所川原消防署長	2	1.3	1.3
6 級	課長、署長(五所川原除く)、副署長	8	5.2	5.2
5 級	分署長、主幹、課長補佐	18	11.7	11.7
4 級	副主幹、係長	37	24.1	25.4
3 級	主 査	30	19.5	16.2
2 級	主 任	31	20.1	21.4
1 級	主 事	27	17.5	18.2
計	—	154	100.0	100.0

(注) 1 組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

五所川原地区消防事務組合		
1人当たり平均支給額(27年度)		
1,269千円		
(27年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	年間
2.50 月分	1.50 月分	4.00 月分
(1.40 月分)	(0.70 月分)	(2.10 月分)
(加算措置の状況)		
職制上の段階、給料の級等により加算措置		
・役職加算 5~15%		

青森県	国	
1人当たり平均支給額(27年度)	—	
1,581千円		
(27年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	年間
2.50 月分	1.50 月分	4.00 月分
(1.40 月分)	(0.70 月分)	(2.10 月分)
(27年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	年間
2.60 月分	1.60 月分	4.20 月分
(1.45 月分)	(0.75 月分)	(2.20 月分)
(加算措置の状況)		
職制上の段階、給料の級等により加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~25%		

(注) 支給割合の( )内は、再任用短時間勤務職員にかかる支給割合です。

##### (2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

五所川原地区消防事務組合		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59000 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分
・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~41,700円)		
・その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置		(2~45%加算)
・1人当たり平均支給額		
自己都合		—
応募認定・定年		20,570千円

青森県	国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59000 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分
・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円~95,400円)		
・その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
・1人当たり平均支給額		
自己都合 4,299千円		
応募認定・定年 22,018千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

## (3) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

区 分	全 所 属
支給実績(27年度決算)	163千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	1,273円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	53.1%
手当の種類(手当数)	3種類

## [特殊勤務手当の内訳(平成28年4月1日現在)]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員の支給単価
高度救命処置手当	救急救命士法施行規則第21条に規定する救急救命処置及びそれらの救急救命処置の補助に従事した職員	救急救命士法施行規則第21条に規定する救急救命処置及びそれらの救急救命処置の補助に従事した場合	処置 500円/回 補助 200円/回
潜水作業手当	潜水器具を着用しての人命救助等のため潜水作業(訓練を含む)に従事した職員	潜水器具を着用しての人命救助等のため潜水作業(訓練を含む)に従事した場合	潜水深度が 10m以上20m未満 の作業 500円/回 20m以上の作業 1,000円/回 10m以上20m未満 の訓練 500円/日 20m以上の訓練 1,000円/日
緊急消防援助隊等出場手当	①消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊又は青森県消防相互応援協定に基づく応援消防隊として災害出場した職員 ②消防組織法第45条第2項の規定に基づく緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定める全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練に参加した職員	①消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊又は青森県消防相互応援協定に基づく応援消防隊として災害出場した場合 ②消防組織法第45条第2項の規定に基づく緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定める全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練に参加した場合	3,000円/日

## (4) 時間外勤務手当

27年度	支給実績	31,523千円
	職員1人当たり平均支給年額	139,483円



## (5) 主なその他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	27年度決算額	
			支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外 1人目 配偶者あり 6,500円</li> <li>配偶者なし 11,000円</li> <li>2人目以降1人につき 6,500円</li> <li>※満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算</li> </ul>	同 じ	44,443千円	245,540円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス等交通機関利用者 限度額 55,000円</li> <li>・片道2kmで自動車等 交通用具利用者 2,000円～31,600円</li> </ul>	同 じ	15,210千円	80,905円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅 なし</li> <li>・借家、借間 限度額 27,000円</li> </ul>	同 じ	12,311千円	261,926円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理又は監督の地位にある 職員 15,000円～45,000円</li> </ul>	異なる	5,088千円	339,200円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日等に勤務する職員 単価×135/100(1時間当たり)</li> </ul>	同 じ	77,972千円	378,505円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の勤務時間として午後10時 から翌日午前5時まで勤務する 職員 単価×25/100(1時間当たり)</li> </ul>	同 じ	18,148千円	88,527円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合管内その他寒冷の地域に 在勤する職員 7,360～17,800円</li> </ul>	同 じ	18,292千円	76,857円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	報 酬	
監査委員	月 額	5,000円
議長、副議長、 議員	年 額	36,000円
情報公開・ 個人情報保護 審査会委員	日 額	5,700円

### Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 1 一般職員(五所川原・日勤者)の勤務時間、休憩時間の状況

区 分	内 容
1週間の正規の勤務時間	38時間45分
1日の正規の勤務時間	7時間45分
開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	12時00分～13時00分

#### 2 一般職員の年次有給休暇の状況

区 分	内 容
付与日数(1年間)	20日
繰越限度日数(1年間)	20日以内
平均取得日数(平成27年実績)	12.5日

#### 3 主な特別休暇等の取得状況(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

休暇の種類	休暇日数等	取得者 実人数	取得実績 (延べ)
結婚休暇	職員が結婚する場合で連続する7日以内	6人	42日
配偶者出産休暇	職員の妻が出産した場合で出産の日後2週間以内において3日以内	14人	35日
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合、1回につき、必要と認められる時間	1人	11時間
服忌休暇	職員の親族が死亡した場合で親族に応じ1～10日以内	14人	69日
祭日休暇	職員の父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行う又はこれに参加する場合1日の範囲内の期間	1人	1日
夏季休暇	7～9月までの期間内に4日(期間については例外あり)	239人	951日
子の看護休暇	中学校就学前の子を看護する場合で1年につき5日以内	1人	2日
病気休暇	公務上の疾病又は負傷の場合は必要と認める期間、公務外の疾病又は負傷の場合は連続90日(例外あり)以内の必要最小限度の期間	24人	422日 17時間

#### 4 育児休業の取得状況

##### (1) 育児休業の取得状況

区分	育児休業取得者数		平成27年度中に新たに取得可能となった職員	取得率
	平成27年度新規取得者数	前年度から取得中の者		
男性職員			20	0.0%
女性職員	2			—
計	2	0	20	10.0%

##### (2) 平成27年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間

区分	育児休業承認期間						計
	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超 3年以下	
男性職員							0
女性職員		2					2
計	0	2	0	0	0	0	2

##### (3) 育児部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

平成27年度中に育児部分休業及び育児短時間勤務を取得した職員はありませんでした。

#### IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### 1 分限処分の状況

分限処分は、心身の故障等のため職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として、職員の意に反して行う不利益処分のことで、免職・降任・休職・降給の4種類があります。

種類	処分の内容	27年度処分件数
免職	公務能率を維持する見地から、職員の意に反してその職を失わせる処分	0件
降任	職員が現に有している職より下位の職に任命する処分	0件
休職	職員に職を保有させたまま一定期間、職務に従事させない処分	0件
降給	職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する処分	0件
計	—	0件

##### 2 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非違行為がある場合に、その責任を確認し、職員に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として科せられる制裁処分であり、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

種類	処分の内容	27年度処分件数
免職	職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	0件
停職	職員を懲罰として一定期間、職務に従事させない処分	0件
減給	一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分	0件
戒告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	0件
計	—	0件

## V 職員のサービスの状況

### 1 職務に専念する義務の免除

職員は、職務に専念する義務を負います(地方公務員法第35条)が、法律又は条例に特別な定めがある場合はその義務が免除されます。

この「法律または条例に特別な定めがある場合」には、主に以下のものがあります。

#### (1) 法律に定めがある場合

- ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合(労働基準法第7条)
- ・年次有給休暇(労働基準法第39条)
- ・休職する場合(地方公務員法第27条第2項) ほか

#### (2) 条例に定めがある場合(職務に専念する義務の特例に関する条例第2号)

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・その他任命権者が定める場合  
(スポーツ大会の役員・審判員、選手、コーチとして県大会等に出場する場合 等)

### 2 営利企業等への従事制限

職務の公平性を確保するという観点から、職務には営利企業への従事や役員等との兼業について制限が課せられています(地方公務員法第39条)。

組合では、職員から営利企業等への従事について許可の申請があった場合には、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可しています。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (3) 職員の身分上ふさわしからぬ性質を持つ場合

【営利企業等従事許可件数】(平成27年度)

21 件

## VI 職員の研修及び人事評価の状況

### 1 職員研修の実施状況(平成27年度)

組合では、職員に職務を遂行するうえで必要な知識・技術を体系的に学ばせるため、他の研修機関等を利用して派遣研修を行っています。

研修名	実施日数	受講者数
青森県消防学校		
初任教育(後期)	100日間	6人
特殊災害科	7日間	4人
救助科	20日間	6人
中級幹部科	7日間	2人
救急科(第23回)	37日間	3人
救急科(第24回)	37日間	3人
予防査察科	10日間	5人
危険物科	5日間	3人
消防大学校		
幹部科	33日間	2人
火災調査科	35日間	1人
救急救命東京研修所		
救急救命士新規養成課程(前期)	123日間	1人
救急救命士新規養成課程(後期)	123日間	1人

### 2 人事評価の状況

人事評価は、地方公務員法の規定により平成28年4月から実施が義務付けられています。

当組合の人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、能力と実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくることを目的としています。

- ・評価方法 能力評価及び業績評価
- ・評価期間 4月1日から3月31日まで
- ・評価スケジュール 4月：期首面談(目標設定)  
10月：中間面談(進捗管理)  
2月：期末面談(業績の達成度の確認等)

## Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 1 職員健康診断の状況(平成27年度)

職員の安全と健康の確保を目的に労働安全衛生法に基づき、次の健康診断を実施しています。

#### (1)新採用職員健康診断

受診者 6人

#### (2)職員総合検診

検査項目	受診者数
胸部X線検査(全職員)	183人
尿検(全職員)	183人
血圧(全職員)	183人
心電図(35歳以上)	105人

#### (3)人間ドック

項目	受診者数
1日ドック(30歳以上)	43人
脳ドック(45歳以上)	3人

### 2 公務災害の発生状況(平成27年度)

区分	件数
公務災害	6件
通勤災害	0件

## VIII 職員の競争試験及び選考の状況

### 1 職員の採用試験の状況

平成27年度					
試験職種	受験者数	合格者数	倍率	一次試験	二次試験
消防職(五所川原)	34人	3人	11.3倍	H27.9.20	H27.10.18
消防職(鶴田)	3人	1人	3.0倍	H27.9.20	H27.10.18
消防職(中泊)	8人	2人	4.0倍	H27.9.20	H27.10.24

## Ⅹ 青森県人事委員会の業務の状況

### 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成27年度においては新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。

### 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成27年度において新たな不服申立はなく、また、係属事案もありませんでした。